貝塚市自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、貝塚市補助金等交付規則（平成 18 年貝塚市規則第３号）に定めるもののほか、自転車に乗車する子ども及び高齢者が利用するヘルメットの購入に係る費用を補助することにより、これらの者のヘルメットの着用の普及及び安全運転の推進を図るため、当該ヘルメットの購入者に対して交付する貝塚市自転車ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　ヘルメット　自転車乗車時に頭部を保護する目的で製造された新品の自転車ヘルメットで、次のいずれかの安全基準の認証を受けたものをいう。

ア　SG マーク

イ　JCF マーク

ウ　CE（EN1078）

エ　CPSC

オ　GS

（２）　子ども　18 歳に達する日以後の最初の３月 31 日までの間にある者

（３）　高齢者　当該年度の末日において満 65 歳以上の者

（４）　保護者　子どもを監護する親権者、未成年後見人、里親、児童福祉施設の長その他当該子どもを現に監護する者で市長が別に定めるものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

（１）　次のいずれかに該当する者

ア　ヘルメットの購入日及び補助金の交付申請日において市に住所を有する子どもの保護者

イ　高齢者

（２）　次のいずれにも該当する者

ア　ヘルメットの購入日及び補助金の交付申請日において市に住所を有する者

イ　市税を滞納していない者

ウ　購入したヘルメットについて他の給付金等の交付を受けていない者

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、市内に所在する販売店から購入したヘルメットの購入費とする。ただし、ポイント等を使用した場合は、当該ポイント相当額を控除した額とする。

２　前項本文に定めるもののほか、市内に事業所を有する事業者が運営するインターネット販売により購入したヘルメットについては、補助対象とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、毎年度予算に定める範囲内で、補助対象経費の額又は 2,000 円のいずれか小さい方の額とする。

２　前項の規定により算出した額に 100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

３　補助金の交付は、子ども又は高齢者１人につき１回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第６条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、ヘルメットを購入した日の属する年度の末日までに貝塚市自転車ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　領収書の写しその他ヘルメットの購入日、購入金額及び品名並びに販売店の名称及び所在地が確認できる書類

（２）　第２条第１号の安全基準認証が確認できる資料

（３）　振込先口座が確認できる書類

（４）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第７条　市長は、補助金の交付の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その交付の可否を決定し、貝塚市自転車ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第２号）又は貝塚市自転車ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第８条　市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（２）　補助金の交付の要件を満たしていないことが判明したとき。

（３）　この要綱その他関係法令に違反したとき。

２　市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、貝塚市自転車ヘルメット購入費補助金交付決定取消通知書（様式第４号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、貝塚市自転車ヘルメット購入費補助金返還命令書（様式第５号）により、補助対象者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

（加算金及び延滞金）

第 10 条　補助対象者は、第８条の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、補助金の返還を命じられた時は、その命令に係る補助金の受領の火から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

２　補助対象者は、補助金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

３　市長は、前２項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請に基づき、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

４　補助対象者は、加算金又は延滞金の全部又は一部の免除を申請しようとするときは、貝塚市自転車ヘルメット購入費補助金加算金・延滞金免除申請書（様式第６号）を市長に提出しなければならない。

５　市長は、前項の申請があり、やむを得ない事情があると認め、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除しようとするときは、貝塚市自転車ヘルメット購入費補助金加算金・延滞金免除承認通知書（様式第７号）により、補助対象者に通知するものとする。

（他の給付金等の一時停止等）

第 11 条　市長は、補助金の交付を受けた者が補助金の返還を命じられ、当該補助金、加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき給付金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額を相殺することができる。

（財産処分の制限）

第 12 条　補助金の交付を受けた者は、この要綱により取得した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けてはならない。ただし、当該補助金の額に相当する金額を返還した場合並びに補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

（書類の保存）

第 13 条　補助金の交付を受けた者は、補助金に係る関係書類を補助金を交付した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（補則）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱は、令和８年４月１日以後に購入したヘルメットに係る補助金から適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年 12 月１日から施行する。

（適用区分）

２　この要綱による改正後の貝塚市自転車ヘルメット購入費補助金交付要綱の規定は、令和８年４月１日以後に購入したヘルメットに係る補助金について適用する。